



# 中小企業倒産防止共済事業の 課題と今後の対応について

平成30年11月

中小企業庁

# 目次

本日も審議いただきたいこと	…	2頁
<倒産防止共済事業が直面する課題>		
1. 業務等経理の支出	…	4頁
2. 業務等経理の収入	…	5頁
<今後の対応>		
1. 支出の抑制	…	7頁
2. 収入の改善	…	8頁
3. 基金経理からの繰入	…	9頁
4. 基金経理からの繰入に伴う省令の整備	…	11頁

## 本日も審議いただきたいこと

- 倒産防止共済制度の運営費用は、国からの運営費交付金や出資金の運用益、異常危険準備基金の取崩等の収入により賄われてきたが、運用利回りの低下や累次の基金の取崩等に伴い、収入・財源は減少している。
- 平成27年6月、財務省より、「機構の次期中期計画期間（平成31年度～）以降は、その運営に要する経費について、その収入をもって支弁することを基本とする運営を行うべき」との指摘を受けている。
- こうした中、平成28年4月には、基金経理から業務等経理への繰入の限定が解除されている。
- 今回は、①平成31年度より、基金経理から業務等経理への繰入を本格的に開始すること（省令改正事項）、②今後開始する事務・システム改修に係る経費も、同様に、基金経理からの繰入財源によって賄うこと、③基金経理から業務等経理への繰入の拡大を踏まえ、基金経理の収入を増加させるための措置（省令改正事項）について、ご審議いただく。

# 倒産防止共済事業が直面する課題

# 1. 業務等経理の支出

- 近年の支出は、共済加入者が増加する中、事務費（通信運搬費、加入事務手数料、相談室運営費、事務アウトソース経費等）が増加しているが、人件費、一般管理費は、ほぼ横ばいで推移。
- 事務費のうち、加入事務手数料は増加しているが、26年度、27年度に実施した手数料体系の改定(手数料単価の引き下げ等)により、そのペースは一定程度抑制されている。

## 支出推移

単位：億円

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込) ※
<b>運営費用</b>		<b>35.5</b>	<b>36.7</b>	<b>36.8</b>	<b>38.8</b>	<b>40.7</b>	<b>42.6</b>
内訳	<b>事務費</b>	<b>26.1</b>	<b>26.8</b>	<b>26.8</b>	<b>28.6</b>	<b>30.6</b>	<b>32.4</b>
	うち通信運搬費	1.2	1.3	1.4	1.5	2.1	1.9
	うち加入事務手数料	7.4	7.5	6.7	7.5	8.3	8.5
	うち相談室運営費	1.0	1.3	1.3	2.6	1.9	2.1
	うちアウトソース経費	1.4	1.5	1.4	1.4	2.0	3.1
	<b>人件費等</b>	<b>6.5</b>	<b>7.1</b>	<b>7.1</b>	<b>7.0</b>	<b>7.1</b>	<b>7.1</b>
	<b>一般管理費</b>	<b>2.9</b>	<b>2.9</b>	<b>2.9</b>	<b>3.2</b>	<b>3.0</b>	<b>3.0</b>

※ 中小機構による試算。

## 【参考】 運営費用と在籍件数との伸び率の比較

	25年度	29年度	増加率
事務費（億円）	26.1	30.6	117.2%
うち 加入事務手数料（億円）	7.4	8.3	112.2%
在籍件数（件）	351,918	458,965	130.4%

## 2. 業務等経理の収入

- 出資金運用益：政府出資金（474億円）の運用益。利回りの低下（平成29年度：0.92%）により、平成25年度の半分近くまで減少。
- 一時貸付金事務費：共済契約者が臨時の事業資金の調達が必要からやむを得ず共済契約を解除する等の事態を防止するため、解約手当金の範囲内において行う貸付。事務経費相当分として、基金経理から業務等経理に繰入。
- 異常危険準備基金：共済金の貸付が短期間に急増するなどの制度固有の異常事態等に備えて、平成16年に設置された基金。これまでの累次の取崩し（平成22年度～29年度までの累計額79.8億円）により、中小機構が試算するリスクバッファとしての限界値まで減少。
- 運営費交付金：国が独立行政法人に対して負託した業務を運営するために交付される資金。近年、一定の効率化係数がかかり減少傾向（一部、人件費の関係で増額）。

### 収入推移

単位：億円

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込) ※4
<b>運営費用</b>		<b>35.5</b>	<b>36.7</b>	<b>36.8</b>	<b>38.8</b>	<b>40.7</b>	<b>42.6</b>
内訳 ※1	出資金運用益等 ※2	12.1	13.4	13.2	8.7	6.5	4.2
	基金経理からの繰入 (一時貸付金事務費)	1.5	1.7	1.0	2.0	1.7	2.0
	異常危険準備基金(取崩し) ※3	5.0	9.6	8.5	17.3	18.4	21.2
	運営費交付金	17.7	14.8	15.5	13.8	13.4	13.6

※1 運営費用と内訳（収益）の差異は、各年度の当期利益又は損失である。

※2 出資金運用益のほか、雑益、資産見返運営費交付金戻入、資産見返補助金戻入、前中期繰越積立金取崩額を含む。

※3 中小機構の試算では、平成30年度末にはリスクバッファとして必要な138億円に基金残高が到達することが見込まれており、31年度以降の取崩しは困難な状況。

※4 中小機構による試算。

# 今後の対応

# 1. 支出の抑制

- 事務費の多くを占める委託団体・代理店に対する加入事務手数料については、26年度及び27年度に引下げを実施し、その増加のペースを抑制しているが、今後、関係者と協議しつつ、更なる合理化について検討を行う。  
<直近の取組>  
平成26年度：手数料体系の大幅変更（手数料単価の引下げ等）を実施。（削減効果▲2.6億円）  
平成27年度：特別手数料（インセンティブ）引下げを実施。（削減効果▲1.9億円）
- 顧客の利便性向上、機構の業務効率化、各種法令改正への機動的な対応を図る等の観点から、大規模な事務・システムの改善を行うこととしており、今後、その中で、業務フローの全面的な見直しと合わせて、その他の事務費等の節減についても、検討を行う。
- なお、事務・システム改修は、当面150～300億円程度（今後変更があり得る）となることが想定されるが、これについても、適切な入札手続きや開発工程の絞り込み等の取組を行うことにより、できる限りのコスト削減を目指す。

## ■ 機構が指摘する現行システムの課題

課題	
老朽化	古い技術要素で構築しており、当該技術を理解できる技術者の確保が困難。
肥大化・複雑化	度重なる制度改正に伴うシステム改修により、複雑化。
ブラックボックス化	補修、機能追加等を繰り返した結果、障害発生時の原因究明に時間を要する。
タイムラグ	バッチスケジュールに起因したタイムラグの発生。

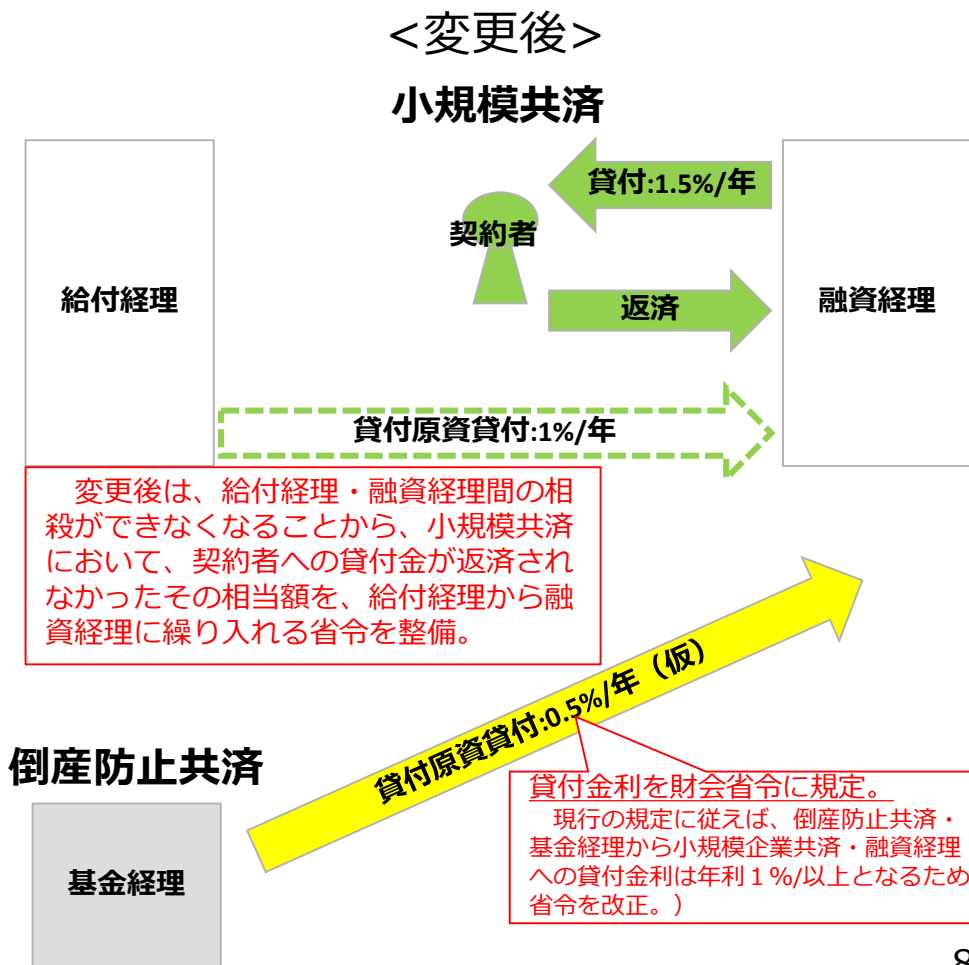
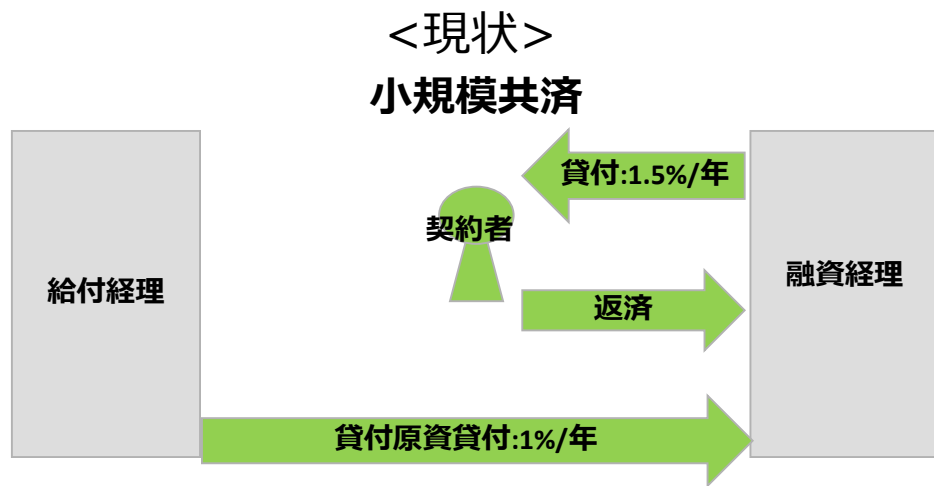


## 2. 収入の改善

- 基金経理（1.6兆円）の運用利回りは、0.12%（平成29年度実績）にとどまっており、収入改善に向けて新たな運用の工夫を行う。
- 具体的には、低金利下における暫定措置として、基金経理の資産の一部を小規模企業共済の契約者貸付業務の原資として貸し出しを行う。（省令改正が必要。）

### 基金経理から融資経理への貸出スキーム（案）

倒産防止共済の基金経理から、小規模共済の融資経理に対し、貸出原資を年利0.5%（仮）で貸し出すことにより、0.38%（=0.5% - 0.12%）分の増収が見込まれる（仮に、3千億円を貸し出すと、年間11億円程度の増収）。



### 3. 基金経理からの繰入

- 業務等経理の支出・収入の両面にわたり、収支改善努力を行うものの、その効果が発現するまでには、一定の時間を要する。
- ①低金利環境下における出資金運用益の低下、②異常危険準備基金からの取崩しが困難等の状況にかんがみ、平成31年度以降の業務等経理の運営費用の不足分については、当分の間、基金経理からの繰入により賄うこととする。
- なお、倒産防止共済・基金経理から小規模企業共済・融資経理へ貸付を行うという、運用上の措置を講ずることにより、業務等経理への継続的な繰入を行う基金経理の剰余金の減少ペースは、一定程度緩和される。

平成30年度・平成31年度の運営費用の支出とそれに充てる収入（想定）

単位：億円

	30年度 (見込み) ※1	31年度 (見込み) ※1	備考
<b>運営費用</b>	<b>42.6</b>	<b>43.2</b>	
<b>内訳</b>			
事務費	32.4	33.0	在籍者の増加に伴う
うち通信運搬費	1.9	2.0	例年と同規模
うち加入事務手数料	8.5	8.8	在籍者の増加に伴う
うち相談室運営費	2.1	2.1	—
うちアウトソース経費	3.1	3.1	—
人件費等	7.1	7.1	—
一般管理費	3.0	3.0	—

	30年度 (見込み) ※3	31年度 (見込み) ※3	備考
<b>運営費用</b>	<b>42.6</b>	<b>43.2</b>	
<b>内訳</b>			
出資金運用益等 ※4	4.2	4.7	例年と同規模の運用益
基金経理からの繰入 (一時貸付金事務費のみ)	2.0	2.0	—
異常危険準備基金 ※5 (取崩し)	21.2	0	中小機構試算による必要額に達するため、31年度の取崩しは行わない
運営費交付金	13.6	13.4	要求額（効率化係数分の減少）
基金経理からの繰入 (不足分)	0	23.0	—

※1 中小機構による試算。上記試算には、現在検討中のシステム改修費用は含まれないが、31年度以降、これを計上すれば「事務費」は更に増加する見込み。

※2 運営費用と内訳（収益）の差異は、各年度の当期利益又は損失である。

※3 中小機構による試算。

※4 出資金運用益のほか、雑益、資産見返運営費交付金戻入、資産見返補助金戻入、前中期繰越積立金取崩額を含む。

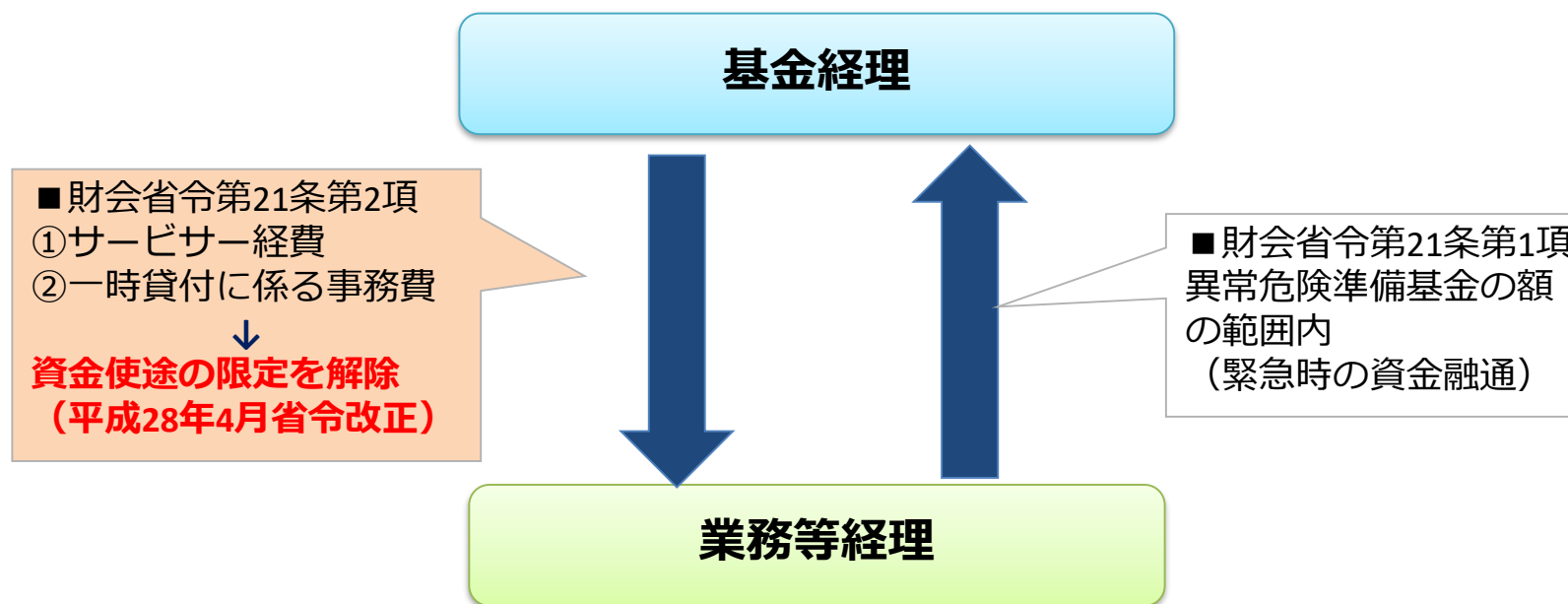
※5 中小機構の試算では、平成30年度末にはリスクバッファーとして必要な138億円に基金残高が到達することが見込まれており、31年度以降の取崩しは困難な状況。

## 【参考】財会省令の整備

- 「基金経理」からの繰入は、第5回共済小委員会（平成27年12月）において了承されており、財会省令※も整備されている（平成28年4月）。

※ 独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）

### 平成28年財会省令改正の概要



## 4. 基金経理からの繰入に伴う省令の整備

- 基金経理から業務等経理への繰入財源となる完済手当金準備基金については、完済手当金の支給条件として、法第11条の2第1項において「共済事業の収支見通しにおいて収支が将来にわたって均衡を保つに足り、なお余裕財源が生じていると認められる場合」に支給できると規定されている。
- 平成31年度以降の本格的な繰入開始に伴い、計算省令※において、当該繰入額を計算式の支出項目に位置付ける省令改正を行う。

※ 中小企業倒産防止共済事業の余裕財源の有無及び額の計算に関する省令（昭和五十九年通商産業省令第二号）

### 完済手当金制度の概要

完済手当金制度は、昭和55年度に導入され、共済事業の収支が将来にわたって均衡を保ち、なお、余裕財源が生じていると認められる場合、共済貸付金の完済者に対して支給することができるもの。

なお、平成28年度末までに、完済手当金が支給された実績はない。

### 計算省令の改正案

当該省令は、基金経理の収支残高を基礎として余裕財源を計算するにあたり、その計算の元となる収入科目と支出科目について規定。

収入	支出
掛金の納付額	共済金の貸付額
共済金の償還額	解約手当金の額
運用収入額	支払利子の額
	前納減額金の額
	<u>基金経理から倒産防止共済業務等経理へ融通される額※</u>

※既に基金経理から業務等経理へ繰り入れている資金に「一時貸付金の貸付に係る事務」に関するものがあるが、収入・支出で同額が計上されるため、推計に影響を与えず、計算省令上、措置されていない。